

第1回 国税庁保有行政記録情報の 整備に関する技術検証WG

国税庁 企画課

資料内容

1. 本ワーキンググループの経緯・位置づけ

2. これまでの議論

3. 検討いただきたい内容

4. 今後のスケジュール

1. 本ワーキンググループの経緯・位置づけ

- 国税庁が保有する行政記録情報のオープン化に向けた検討を効率的に行うため、法的な課題及び技術的な課題に対する具体的な対応方法について検討・確認を行うことを目的として、国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会の下で、本ワーキンググループ（以下、WGという。）を開催する。

「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」開催要綱（抜粋）

3 運営

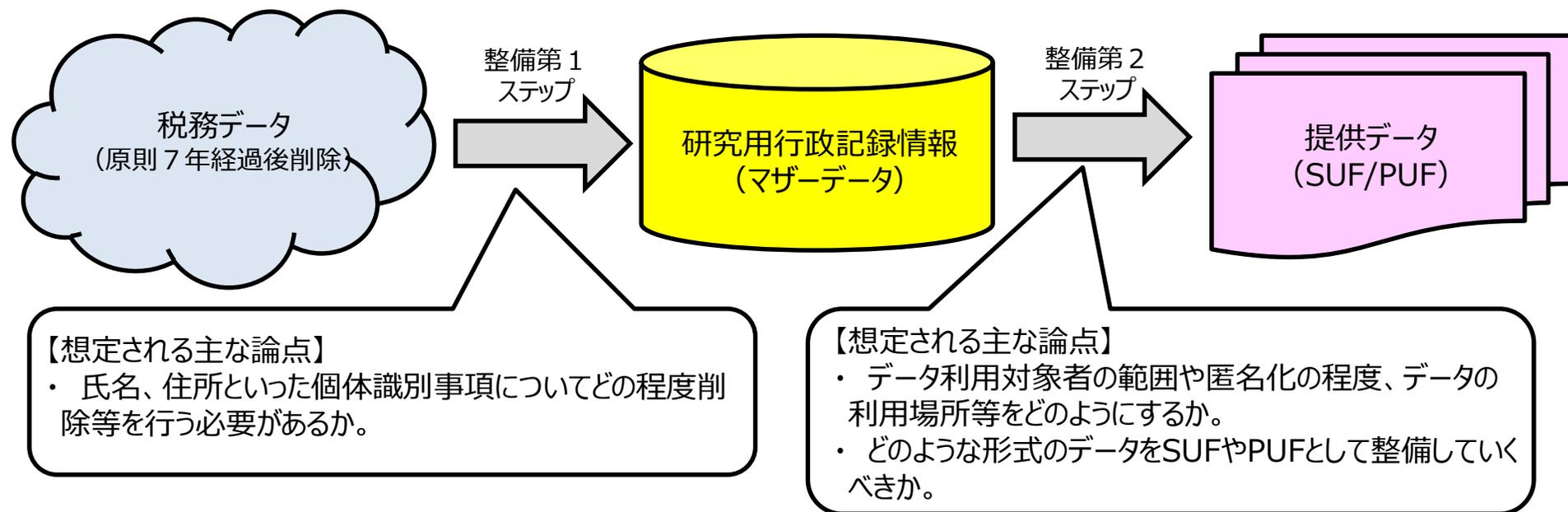
- (2) 座長は必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
なお、ワーキンググループにおける検討結果は、有識者検討会に報告するものとする。

- 第1回WGでは、主に研究用行政記録情報（以下、マザーデータという。）の整備に当たって必要となるマザーデータの個人情報保護法制における位置づけ等について検討・確認を行うこととし、特に、マザーデータに対して本人情報の「開示請求」があった場合の対応と、紛失・漏洩があった場合の対応を明確にするとともに、改正個人情報保護法上の位置づけについても検討・確認を行う。
- WGにおける検討結果については、事務局（国税庁企画課）において整理の上、「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」に対して検討状況を適宜報告することとする。
- 構成員は、以下のとおり（敬称略）。

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授
日置 巴美 弁護士法人三浦法律事務所 弁護士

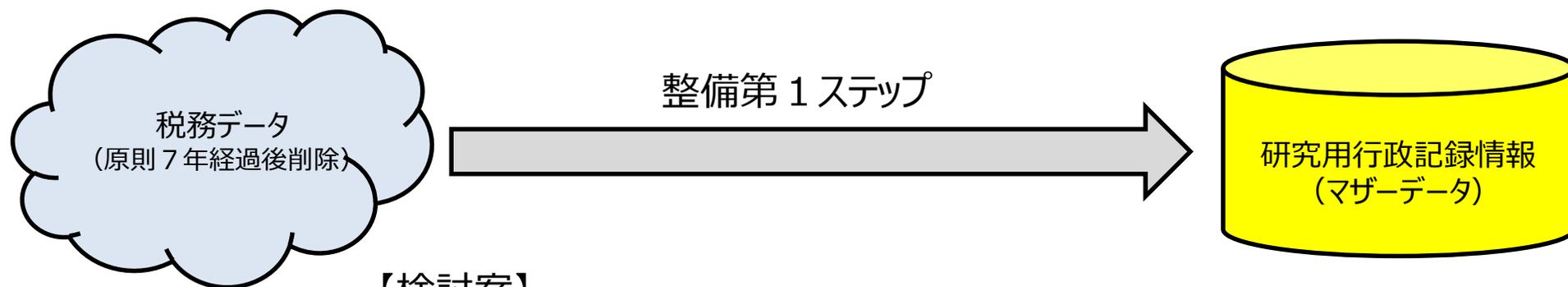
2. これまでの議論①

- 国税庁がシステム内で保有する税務データは、現状、原則 7 年経過後に削除することとしている。
- 今後、SUF や PUF（Public Use File、一般公開型ファイル）といった提供データの整備に先立って、長期間保存が可能となる、研究用行政記録情報（マザーデータ）を整備するに当たってどのような論点があるか整理してはどうか。（整備第 1 ステップ）
- その後、研究用行政記録情報の整備状況を勘案しつつ、どのような提供データ（SUF/PUF）を整備するか議論することとしてはどうか。（整備第 2 ステップ）



2. これまでの議論②

- 研究用行政記録情報の整備に当たっては、税務データと遜色のないものを整備することを目指しつつ、
 - ① 税務データが保有する個体識別情報項目（住所・氏名等）をどの程度削除する必要があるか
 - ② 売上や所得項目が極端に高額であり識別が可能である可能性を踏まえ、削除ないし補正をする必要があるか
 - ③ 令和3年の個人情報保護法改正を含む法的観点や技術的観点等から議論が必要。
- なお、研究用行政記録情報の整備に当たって、まずは申告所得税関係書類（確定申告書1・3表、青色決算書、収支内訳書）等の基本的な税務データから検討を始めることとしたい。



【検討案】

- ・ 住 所 → 市区町村レベルまでをデータで保持
- ・ 氏 名 → 削除
- ・ 生年月日 → すべてデータで保持
- ・ マイナンバー → 削除

3. 検討いただきたい内容

① マザーデータの「個人情報」該当性について

個人情報保護法上、「個人情報」とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされており、「他の情報と容易に照合できるものを含む」とされている。

マザーデータ内の情報だけでは「特定の個人」を識別することは困難であるが、研究用IDを利用して、税務データにアクセスすれば個人を特定できることが可能な場合は、「個人情報」該当性についてどのように整理すべきか。

② マザーデータに対する本人開示請求等への対応

仮にマザーデータが「個人情報」と整理される場合、個人情報保護法上の開示請求等があった場合、個人を特定できる範囲において、特定を行い開示する必要があると考えられる。一方、税務データ内にレコードが存在しない場合は、マザーデータ内のレコードについて本人のものか特定することが不可能であるが、この場合はどのように対応すべきか。

③ 情報公開法上の開示請求への対応

情報公開法上は、個人の特定の可能性につき「容易照合性」を要求しておらず、一般人が知りうる報道や公刊物の情報だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報と照合することにより個人が特定されることも「個人を識別できるもの」として想定していることを踏まえ、マザーデータに対する情報公開請求に対して、どのように対応すべきか。

なお、本日の検討を踏まえ、マザーデータに関する国税庁としての方針を整理し、令和4年5月開催予定の第2回国税庁行政記録情報の整備に関する有識者検討会において報告を行う予定

4. 今後のスケジュール

- 検討に当たっては、有識者検討会における行政記録情報の整備に係る全体的な方向性の議論を中心に進めることとし、令和3事務年度（令和3年7月～令和4年6月）内に中間とりまとめを行う。
- なお、行政記録情報の整備については、中長期的な議論を要すると想定されるところ、全体的な方向性については令和4事務年度（令和4年7月～令和5年6月）中に整備の方向性について結論を得るとともに、令和5事務年度から具体的な整備を進め、令和6事務年度から対外的に行政記録情報の提供を始めることを目標とする。

